

令和4年度 入札・契約制度の改正等について

競争性、公平性及び透明性を確保する観点から毎年度見直しを行っている入札・契約制度について、次のとおり令和4年4月1日以降の改正等の内容をお知らせします。

〔共通事項〕

1 全庁的な条件付一般競争入札の実施について

本市では、各課・機関で執行する競争入札案件の一部について、これまで試行的に条件付一般競争入札により執行してきたところですが、競争性、公平性及び透明性のより一層の向上を図る観点から、令和4年度以降は、原則として条件付一般競争入札により執行します。

(1) 対象案件

各課・機関で執行する競争入札案件のうち、次の要件に該当するもの。

入札予定価格1,000万円超の業務委託

- ・施設等管理運営委託料、事務作業等委託料、建設事業委託料、維持補修委託料 等
(扶助事業委託料に該当するものを除く。)

※ 地方自治法施行令第167条の規定に基づく指名競争入札による方が合理的な案件や、同施行令第167条の2の規定に基づく随意契約を締結することが適当な案件については、対象から除外します。

(2) 想定件数

条件付一般競争入札により発注する対象案件は、150件程度となる見込みです。

(3) 入札参加条件

条件付一般競争入札の実施に当たっては、事業所の所在地、当該契約に係る実績、技術的適性の有無等、案件に応じた必要な入札参加条件を付すこととします。

※ 市内業者により十分な競争性が担保される場合には、市内業者に限定する条件を付すことが可能です。

(4) 入札に関する情報

相模原市ホームページにおいて、入札公告及び入札結果を掲載します。

URL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/index.html>



※ 発注予定についても、相模原市ホームページのほか、「かながわ電子入札共同システム」の入札情報サービスシステムにおける相模原市のページ上で掲載する予定です。

URL https://nyusatsu-joho.e-kanagawa.lg.jp/DENTYO/GP5000_10F?hdn_dantai=0209



〔工事請負及び測量・設計等委託関連事項〕

2 一般・指名競争入札の適用区分について

契約課発注の工事請負及び測量・設計等委託については、次の区分で入札を執行します。

※令和3年度の内容から変更はありません。

予定価格	250万円以上 ～500万円未満	500万円以上 ～1,000万円未満	1,000万円以上
工事請負	原則、指名競争入札	条件付一般競争入札	
測量・設計等 委託	原則、指名競争入札	一部（6割程度）を 条件付一般競争入札	条件付一般競争入札

3 業者格付及び発注標準金額について

令和4年度の年間工事発注見込み及び業者数などを勘案し、発注標準金額については、次のとおりとします。

※令和3年度の内容から変更はありません。

営業種目	等級	総合評点	特定・一般	発注標準金額
土木一式	A	860～	特定	4,000万円以上
			一般	4,000万円以上 7,000万円未満
	B	750～859	特定	500万円以上 9,000万円未満
			一般	500万円以上 7,000万円未満
	C	～749	特定・一般	4,000万円未満
	建築一式	A	800～	特定
一般				3,000万円以上 7,000万円未満
B		～799	特定	1億円未満
			一般	7,000万円未満
電気	A	770～	特定	1,000万円以上
			一般	1,000万円以上 7,000万円未満
	B	～769	特定	7,000万円未満
			一般	7,000万円未満
管	A	770～	特定	1,000万円以上
			一般	1,000万円以上 7,000万円未満
	B	～769	特定・一般	7,000万円未満
舗装	A	760～	特定	500万円以上
			一般	500万円以上 7,000万円未満
	B	～759	特定・一般	3,000万円未満

※下請総額が建設業法に定める額以上と想定される案件については、特定建設業許可を有することを参加条件に設定する。

4 手持制限について

令和3年度の入札状況等を踏まえ、中小企業者の受注機会の確保及び入札の競争性を確保する観点から、令和4年度の手持制限は次のとおりとします。

※令和3年度の内容から変更はありません。

契約課発注工事の手持工事本数を上限4本とする。ただし、電気工事及び総合評価方式については、さらに次の制限を設ける。

- (1) 電気工事は、手持契約金額を上限5,000万円、又は手持工事本数を上限2本とする。なお、JV案件については、手持工事本数の算入の対象外とする。
- (2) 総合評価方式は、低価格(調査基準価格未満)で契約した案件の手持工事本数を上限2本とする。

5 工事の最低制限価格・調査基準価格算定式の改正について

工事の最低制限価格及び調査基準価格については、国の基準(「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」(通称「公契連モデル」))を参考に定めているところですが、この度、公契連モデルが改められたことを踏まえ、ダンピング受注の防止を図る観点から、次のとおり改正します。

本改正は、令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。

[改正前]

直接工事費の97%+共通仮設費の90%+現場管理費の95%+一般管理費の55%
(ただし、予定価格の75%から95%までの範囲内、単位は万円止め)

[改正後]

直接工事費の97%+共通仮設費の90%+現場管理費の95%+一般管理費の68%
(ただし、予定価格の75%から95%までの範囲内、単位は万円止め)

※下線部分は今回改正箇所

問合せ先
財政局財政部契約課
直通電話 042(769)8217
対応責任者 大塚・鶴田